

第 3 期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会設置要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、第 3 期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 以下の各号に掲げる事項を行うため、第 3 期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき策定する第 3 期熊本県教育振興基本計画（以下「計画」という。）について、専門的な立場から検討を行うこと
- (2) 第 2 期熊本県教育振興基本計画の成果と課題に関する検証を行うこと
- (3) 第 3 期熊本県教育振興基本計画の進捗状況に関する検証を行うこと
- (4) 計画の変更に関する検討を行うこと
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 2 項の規定に基づき意見を述べること

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他教育に関する分野における実践的知識を有する者

3 委員会には、委員長 1 名及び副委員長 1 名を置く。

4 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を主宰する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、就任承諾の日から令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までとする。

2 前項の規定によることが困難である場合は、前項に定める期間の範囲内で別に定めることができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員長が必要と認めるときは、第 3 条の規定にかかわらず、関係者に出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の庶務を処理するため、事務局を教育庁教育政策課に置く。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年（2019 年）9 月 6 日から施行する。